

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5920-1	光伝送用パワー制御受動部品－第1部:通則	Fiber optic passive power control devices – Part 1: Generic specification	この規格は、光ファイバを用いた光伝送用使用するパワー制御受動部品の通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定している。この規格は、2012年に改訂されたIEC 60869-1を基に2015年に制定されたが、その後、対応国際規格が2018年に改訂され、AnnexIに使用ガイド(Apprication note)及び技術情報が盛り込まれた。さらに、引用しているJISが改正及び廃止、並びに引用国際規格が改訂されるなど、これらの状況に対応した内容に改める必要が生じている。 光伝送用パワー制御受動部品のひとつである光減衰器は国内製造業者が多く、国内及び海外の光伝送装置にも多く用いられている。このため、対応国際規格との整合を図り、引用規格を我が国の実情に合わせた内容にするとともに、用語及び定義を改正されたJIS C 5900:2015と整合させるため、JISを改正する必要がある。	今回の改正によって、国内及び海外の市場における混乱を防ぐことができ、特に中規模企業が多い光減衰器の国内製造業者の活性化を行うことができる効果があるとともに、光減衰器の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、国際貿易の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格において、JIS C 5901が廃止されたため、移行先のJIS C 61300規格群に置き換える。 ・用語及び定義において、2019年に改正されたJIS C 5900に規定する「最大入力光パワー」を削除、対応国際規格から「減衰量公差」を追加、対応国際規格から国内で流通していない光受動部品の性能パラメータである「光リミッタ入力光パワー」及び「光リミッタ出力光パワー」を削除、国内で用いられていない性能パラメータである「最小挿入損失」を削除する。 ・附属書において、使用ガイド(Apprication note)及び技術情報を追加する。	—	IEC 60869-1:2018	MOD	第2条の該当号：1(構造、性能) 対象事項：光受動部品	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月
JSA	06 電子	改正	C5964-13	光ファイバコネクタかん合標準－第13部:FC－PC形光ファイバコネクタ類(F01形)	Fiber optic connector interfaces – Part 13: Type FC-PC connector family(F01 Type)	この規格は、FC-PC形光ファイバコネクタ類のかん合構造及び互換寸法について規定しており、2006年に第2版として発行されたIEC 61754-13を基として、2015年に制定された。 その後、国際規格としてマルチモード光ファイバ用の光ファイバコネクタ光学互換標準であるIEC 63267-1が2023年5月に、IEC 63267-2-1が2024年3月に発行され、マルチモード光ファイバを用いたときの挿入損失等級がAm、Bm及びCmとして規定された。これへの対応を含む最新の引用規格及び参考文献に対応するため、対応国際規格は2024年5月に第3版として改訂され、技術的な変更点として、挿入損失等級Amのときのフェルールの外径寸法は、業界の実態を考慮して現時点では規定しないことに改められた。 このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするとともに対応国際規格との整合を図るため、このJISを改正する必要がある。	国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の寸法規格を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルールの等級ごとの外径寸法を国際規格との整合を図るため、石英系マルチモードの等級Amを今回の改正で削除することし、等級Bm及びCmは寸法の規定値の小数点以下の桁数を4桁から3桁に改める。 ・光コネクタプラグかん合部のフェルール先端部の寸法を対応国際規格との整合を図るため、寸法BF及びBGはJIS C 5965-3-1を引用するように改める。	—	IEC 61754-13:2024	MOD	第2条の該当号：1(寸法、構造) 対象事項：光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点：キ 欠点：いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C6191	波長可変光源試験方法	Test methods of tuneable laser sources	この規格は、波長可変光源の波長及び出力光パワーを、事前にトレーサブルに校正された光波長計(光周波数計を含む。)、光パワーメータなどの基準計測器によって校正するための、安定かつ再現性のある手順について規定している。ITU-T(国際電気通信連合 電気通信標準化部門)の規定する波長グリッドに基づく波長多重方式(WDM)の光ファイバ通信において、様々なWDM光伝送システムの特性を評価する上で、波長可変光源は、不可欠な光測定器であり、国内外で広く使用されている。 この規格は、2005年にJIS C 6191(波長可変光源試験方法)として制定された後、日本からの提案によって、2014年に発行されたIEC 62522 を基として2019年に改正されたものである。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2024年6月にEd.2として改訂され、参照用光測定器として用いられる光パワーメータや光波長計の校正に関する要求が追加された一方、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025の要件を満たすことは過剰であるとして参考扱いとなるなど、内容が大きく改正された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この規格の改正で、波長可変光源試験における測定の内容が明確になるとともに、当該波長可変光源の試験手順を標準化することができ、波長可変光源の国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語、定義及び略語において、「デシベル」は附属書で解説することとし、用語からは削除する。 ・校正の準備において、この規格に基づき試験する者にとって、校正機関への要求事項であるISO/IEC 17025への適合は過剰であるとして、対応国際規格の改訂に合わせて参考扱いに変更する。 ・波長校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を箇条の冒頭に追加する。また、参照用光波長計の校正は重要な事項であることから、推奨の表記を要求事項に改める。 ・光パワー校正において、数式の文字が何を表すのかを一覧できる表を箇条の冒頭に追加する。また、参照用光パワーメータの校正は重要な事項であることから、これに関する要求事項を追加する。 ・一定の波長又はパワー範囲にわたる偏差の平均化において、広い範囲で偏差を平均化すると不確かさが増大する場合があることから、対応国際規格の改訂に合わせて附属書「一定の波長又はパワー範囲にわたる平均化」全体を削除する。	—	IEC 62522:2024	MOD	第2条の該当号：4(試験の方法) 対象事項： 波長可変光源	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月
JSA	06 電子	改正	C61300-2-44	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品 ― 基本試験及び測定手順 ― 第2-44部：試験－光ファイバデバイス及び光部品の繰返し曲げ (現行名称：光ファイバ接続デバイス及び光受動部品 ― 基本試験及び測定手順－第2-44部：光ファイバクランプ強度試験－繰返し曲げ)	Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-44: Tests - Flexing of the strain relief of fiber optic devices and components (現行名称:Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-44: Strength of optical fiber to device interface -- Flexing of the strain relief)	この規格は、通信用光部品の光ファイバクランプ強度試験のうち、繰返し曲げについて規定した規格で、繰返し曲げに対して、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する光ファイバクランプの強度が十分であるかを評価する試験手順について規定している。この規格は、2013年に第3版に改訂されたIEC 61300-2-44(以下、対応国際規格という。)を基に、2015年に制定された。 その後、対応国際規格の第4版は、2024年2月に改訂されている。対応国際規格の第4版では、用語及び定義の追加、試験手順の詳細な記載、及び試験の厳しさの程度(推奨値)について関連する国際規格のIEC 61753-1(Fibre optic interconnecting devices and passive compontnes - Test and measurement procedures - Part 1: General and guidance)に従った統一化が図られている。 我が国においても近年の技術進歩に則した内容にするとともに、対応国際規格との整合を図るため、JISの改正を行う必要がある。	国際規格に合わせた改正を行うことにより、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品における繰返し曲げ試験方法を国際規格と整合することができ、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義並びに略語において、この項目を箇条3として追加し、略語に「DUT」を記載する。 ・手順において、試験中の損失変動が秒単位のため、引用する測定方法のJISを、JIS C 61300-3-3からJIS C 61300-3-28に改める。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリ、引張力及び曲げサイクル数を最新の表記に改める。	—	IEC 61300-2-44:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験の方法、測定の方法) 対象事項： 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点： キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年4月